

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目21番19号

氏名 株式会社首都圏環境美化センター
代表取締役 斉京 由勝



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年10月14日

許可の有効年月日 令和10年10月13日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上11種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類 (積替え保管に係る限定は裏面のとおり)
汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上6種類)

2 積替え保管施設

- 施設所在地
- (1) 東京都足立区入谷九丁目21番19号 第1RC
 - (2) 東京都足立区入谷八丁目1番21号 第6RC

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成	6年10月14日	新規許可	
令和	3年10月14日	更新許可	第5回
令和	4年 9月21日	変更届	積替え保管施設の一部(第7RC)廃止
令和	4年10月20日	変更届	積替え保管施設(第1RC)の保管容量の減少
令和	5年 4月10日	変更届	積替え保管施設(第5RC)の保管容量の減少
令和	5年11月17日	変更届	積替え保管施設の一部(第5RC)廃止

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

都認定番号:6-21-B0018SA

産廃エキスパート



(裏面)

許可番号 第13-10-023859号

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目21番19号 第1RC

積替え保管面積：1507.00㎡ 最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1台	8.0 m ³
	かご台車18台	19.9 m ³
	コンテナ1台	8.0 m ³
	鉄箱4個	4.72 m ³
	鉄箱3個	3.54 m ³
	鉄箱3個	3.36 m ³
廃油	180缶12個	0.2 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	プラスチック容器6個	0.4 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	200Lドラム缶6個	1.8 m ³
合計保管量		49.9 m ³

(2) 東京都足立区入谷八丁目1番21号 第6RC

積替え保管面積：522.00㎡ 最大保管高さ：1.45m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個	8.0 m ³
木くず	コンテナ1個	8.0 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	ドラム缶6個	1.2 m ³
	プラスチック容器12個	0.6 m ³
	200L缶8個	0.16 m ³
	合計保管量	17.96 m ³

(以下余白)